

第 125 号

発行所 富士見市商工会
富士見市羽沢3-23-15
電話 049(251)7801
発行者 柳 田 政 男
URL <http://www.syokokai.or.jp/syokokai/fujimi/index.html>
E-mail hujimi@syokokai.jp

富士見市 商工会報

商工業者の繁栄は商工会の利用から

— 主な掲載記事 —

- 新年のごあいさつ
- テレワーク導入支援補助金のお知らせ
- 新型コロナ対応休業支援金のお知らせ
- 所得税制の変更について
- 市補助金要望書を提出
- 部会だより

地域経済に活力を・がんばるぞ商工会



新年のごあいさつ

富士見市商工会

会長 柳田政男



新年あけましておめでとうございます。

会員の皆様にはお健やかに新年をお迎えのことと心からお慶び申し上げます。

平素、当会の事業活動につきましては格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

当会では、今般の新型コロナウイルス感染症が拡大している状況を受け、会員の皆様の健康、安全面を第一に考慮した結果、今年度計画していましたが諸事業のなかで、県外視察研修会・講習会・市民ゴルフ大会・親睦事業などの開催を中止にすることになり、参加を予定しておられました会員の皆様方には大変ご迷惑をおかけしましたことに対しまして深くお詫び申し上げます。

さて、我が国の経済は、新型コロナウイルス感染症拡大への懸念から、個人消費については、サービス消費を中心に伸び悩みが続く展開になっており、加えて、雇用・所得環境の悪化が下押し要因となり厳しい経営環境にあります。また、中小・小規模事業者は、大幅な売上減の事態に直面し先行きが見えなく経営状況は非常に厳しいものになっております。

当会では、このような状況のなか、まちづくりの中心的な推進役として、市内商工業者の活性化を図るため経営改善普及事業、金融・労務・税務等の相談はもとより、イベント関係などの地域振興事業や県、市が推進する事業など、地域に密着した数多くの事業を積極的に推進する使命があります。

また、平成26年に「小規模基本法」が成立し、併せて「小規模支援法」が改正されて以降は、事業者に寄り添った「伴走型支援」が求められ、持続化補助金の申請支援や経営発達支援計画の実施などが新たな業務として加わり、県連合会と一体となり取り組んでいるところでございます。

商工会は会員の皆様を一生懸命応援しています。いつも申し上げますが商工会は会員企業の繁栄を念願し、各種の事業に取り組んでいます。会員の皆様には日々の事業活動の中でお困りのことがありましたら、どんな些細なことでもいいですから一人で悩まないで遠慮なく商工会にご相談ください。誠心誠意対応しお役に立つよう最前を尽くします。

今年も新型コロナウイルス感染症の影響により厳しい経済情勢が続くことが予想されますが、一日も早く新型コロナウイルス感染症の早期終息と景気回復を願い会員皆様の一層の頑張りをご期待申し上げ、実りの多い一年になりますよう念願しています。

結びにあたり、会員皆様の益々のご健勝とご多幸、事業のご繁栄を心からご祈念申し上げます。あけまして年初のごあいさつとします。

テレワーク導入支援補助金のお知らせ

新型コロナウイルス感染症対策として、テレワーク環境を整備する県内中小企業等に埼玉県が補助金を交付します。

補助対象者 次の条件全てに該当する企業・個人事業主・団体

1. 県内に事業所を有すること
2. 常時雇用する労働者が300名以下であること。
(ただし、中小企業基本法第2条に規定する中小企業者についてはこの限りでない)
3. 雇用保険適用事業所であること
4. 県民税、事業税を滞納していないこと
5. 令和2年度における女性活躍のための働き方見直し支援事業（テレワーク導入又は対象拡大の取組に限る）およびテレワーク緊急導入奨励金事業に参加していないこと

補助対象事業・経費 県内事業所におけるテレワーク導入や環境を整備する費用

※既存機器等の更新は補助対象外とします。

※購入数量は対象事業所の従業員数を上限とします。

※補助対象となる事業実施期間は交付決定日から令和3年1月31日まで

補助対象額 上限20万円（補助率2/3以内）

申請方法 埼玉県テレワークポータルサイトから必要書類をダウンロードしご記入の上、埼玉県産業労働部ウーマノミクス課女性活躍担当までご提出下さい。
〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目15番1号本庁舎5階
電話 048-830-3960 メール a3960-08@pref.saitama.lg.jp
埼玉県テレワークポータルサイトはこちら→



【従業員向け】新型コロナウイルス感染症 対応休業支援金・給付金について

以下の2つの条件に当てはまる方に休業前賃金の8割（日額上限11,000円）を休業実績に応じて支給する制度です。なお事業主の負担はありません。

- ①令和2年4月1日から12月31日までの間に、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業主が休業させた中小事業主に雇用される労働者
- ②その休業に対する賃金（休業手当）を受けることができない方

申請方法 郵送、オンラインにて

（労働者本人からの申請の他、事業主を通じて（まとめて）申請も可能）

申請期間 令和2年10月～12月休業分 → 令和3年3月31日（水）申込締切
申請開始日は休業した期間の翌月初日から

申請期間 1. 本人確認書類
2. 振込先口座を確認できる書類（キャッシュカード、通帳の写し等）
3. 休業前の賃金額と休業中の賃金の支払状況を確認できる書類（給与明細、賃金台帳の写し等）

※その他、支給申請書と支給要件確認書の提出が必要となります。各種様式は厚生労働省ホームページよりダウンロード頂けます。
 ※申請については労働保険番号が必要となります。

休業支援金に関するお問い合わせ、申請書等は厚生労働省HP特設サイトにて掲載しております。

新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金

特設HP <https://www.mhlw.go.jp/stf/kyugyoshienkin.html>

※日々雇用、登録型派遣、シフト制労働者についても一定の条件を満たせば休業支援金・給付金の対象となります。



令和2年分の申告から所得税制が変わります

① 給与所得控除の引き下げと上限見直し

サラリーマン（給与所得者）の収入からの控除額が一律10万円引き下げられるとともに控除額の上限が195万円(年収850万円超)に引き下げられます。

※給与所得控除額の10万円引き下げと基礎控除額の10万円引き上げの改正が同時に行われるため、年収850万円以下の場合、税負担は変わりません(後述)

② 公的年金等控除の引き下げと上限見直し

年金受給者の公的年金等の収入からの控除額が一律10万円引き下げられます。

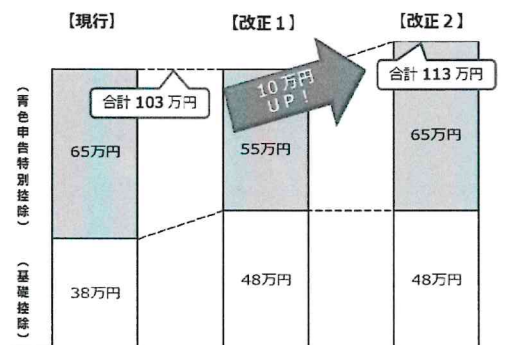
③ 基礎控除の引き上げと所得制限

基礎控除が38万円（住民税33万円）から48万円（住民税43万円）に引き上げられるとともに合計所得金額が2,400万円を超えると控除額が逡減し、2,500万円をこえると適用がなくなります。

④ 青色申告特別控除の変更

- ・青色申告特別控除 現行65万円 ⇒ 改正後55万円
- ・e-taxによる申告（電子申告）又は電子帳簿保存（事前の申請が必要）を行うと、引き続き65万円の青色申告特別控除が受けられます。

※基礎控除が48万円に引き上げられるため、実質の控除額は変わりませんが、e-tax申告を行うことでプラス10万円の控除を受けることができます。



令和3年度 市補助金要望書を提出

令和2年11月20日（金）富士見市役所に於いて令和3年度市補助金要望書が柳田会長より星野富士見市長へ手渡されました。

左から関野副会長、星野市長、柳田会長、島田副会長→



飯能信用金庫様より新型コロナウイルス感染症対策支援金をご寄付いただきました



令和2年7月13日（月）飯能信用金庫様より同金庫と「業務連携・協力に関する連携協定書」を締結している17商工団体に対し、新型コロナウイルス感染症対策の支援金をご寄付頂きました。心より感謝申し上げます。

この支援金は、新型コロナウイルス感染症による影響を受けている中小・小規模事業者の支援活動に有効活用させていただきます。

部 会 だ よ り

青 年 部

— 青年部・女性部合同献血事業を実施しました —

11月19日（木）に鶴瀬駅西口にて女性部と合同の献血事業を行いました。当日は駅頭にて献血推進を呼びかけ、ご協力頂いた方に記念品を配布致しました。午後から夕方までの半日で42名の受付があり、うち33名の方から献血いただきました。ご協力ありがとうございました。



女 性 部

— 清掃事業（ゴミゼロ）を実施しました —

女性部では、クリーン埼玉県民運動の一環として毎年5月に実施している清掃活動ですが、今年度は新型コロナウイルス感染症拡大の影響があり、11月1日（木）に実施することができました。部員28名にて、商工会周辺の公道等からビン、カン、不燃物、可燃物等を回収し、少しでも地域貢献ができたのではないかと思います。

◇◇◇ 商工会費納入のお願い ◇◇◇

◎会費納入のお願い（令和2年度下期分）

令和3年1月28日（木）に指定口座より振替させていただきます。

また、口座振替をご利用されていない方は、同日までにお振り込みいただくか、窓口にご持参くださいますようお願い申し上げます。お振り込みの場合、振込手数料は会員さまのご負担でお願いしております。なお、口座振替にされますと振り込み手数料がかかりませんので、ぜひご利用下さい。

☆なお、領収書は原則として発行していません（税務処理上、通帳記帳されることにより対応可能です）。ただし、会員さまのご都合により領収書発行をご希望される場合は、商工会までご連絡ください。

— 会員増強にご協力をおねがいします —

◎お知り合いの方でまだ商工会に加入していない事業所がありましたらご紹介ください。

職員がすぐにお伺いします。

青年部員、女性部員も募集中ですのでよろしくお願い致します！